

フィンランド政府、議会に統一特許裁判所協定の批准を提案

2015年10月1日

JETRO デュッセルドルフ事務所

フィンランド特許庁は、同国の政府が9月28日に議会に対して統一特許裁判所（UPC）協定の批准を提案した旨をプレスリリースした。

本プレスリリースは、フィンランド政府が統一特許裁判所の第一審裁判所となる地方部を設置したいと考えている旨言及している。

なお、本プレスリリースによれば、UPC 協定批准のための法案は2016年予算関連法案として審議される予定とのこと。

9月30日にイタリアが欧州単一特許制度に正式に参加したことにより、欧州単一特許はスペインとクロアチアを除く26のEU加盟国が参加する制度となった。

そして、欧州単一特許・UPC 制度の枠組みは、英国、ドイツ、フランスを含む13か国がUPC 協定を批准することで施行されることとなっている。10月1日付のEU理事会のウェブサイトの情報によれば、現時点におけるUPC 協定の批准国は、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル（正式批准の完了順に記載）の8か国となっている。

— フィンランド特許庁のプレスリリース（フィンランド語）は、以下参照 —

[TEM tiedottaa: Suomi mukaan uuteen eurooppalaiseen patenttijärjestelmään](#)

— 欧州単一特許・UPC 制度の準備の進ちよく状況に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[イタリアが欧州単一特許の枠組みに正式に参加（2015年9月30日）（PDF）](#)

[ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了（2015年8月23日）（PDF）](#)

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択（2015年6月25日）（PDF）](#)

[イタリアが欧州単一特許への参加を表明（2015年6月1日）（PDF）](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始（2015年5月11日）（PDF）](#)

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始（2015年3月31日）（PDF）](#)

[ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表（2015年3月20日）（PDF）](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表（2014年9月18日）](#)
[（PDF）](#)

（以上）